



# 埼玉県報

第 2686 号  
平成 27 年(2015 年)  
4 月 10 日  
金曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則（管財課）
- 埼玉県農林総合研究センター規則の一部を改正する規則（農業政策課）
- 埼玉県家畜等及び精液譲渡規則の一部を改正する規則（畜産安全課）

### 訓令

- 埼玉県公印規程の一部を改正する訓令（文書課）

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（川越比企地域振興センター）
- 平成 27 年度地籍調査事業計画の決定（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 埼玉県県庁舎及びその敷地内で使用する電気に関する入札公告（管財課）
- 大宮警察署等統合庁舎新築工事に関する入札公告（入札課）
- 平成 27 年 1 月から 3 月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 九郷阿保領用水利土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 備前堀土地改良区の役員就任届（加須農林振興センター）
- 青毛堀用悪水路土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 手子林第三土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 元荒川土地改良区の役員就任届（春日部農林振興センター）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 東松山都市計画藤曲土地地区画整理事業の決定に係る図書（市街地整備課）
- 川越都市計画三島地区土地地区画整理事業の決定に係る図書（市街地整備課）
- さいたま都市計画北袋町 1 丁目土地地区画整理事業の決定に係る図書（市街地整備課）
- 宅地建物取引業者の聴聞（建築安全課）

- 計量器の定期検査（計量検定所）
- 計量器の定期検査（計量検定所）
- 平成 27 年度第 1 回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取り消し（選挙管理委員会）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取り消し（選挙管理委員会）

## 正誤

- 埼玉県告示第 352 号中訂正（道路街路課）

## 規 則

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十三号

埼玉県庁舎管理規則の一部を改正する規則

埼玉県庁舎管理規則（昭和四十二年埼玉県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表農林総合研究センター及び病害虫防除所の庁舎の項中「農林総合研究センター及び」を「農業技術研究センター及び」に「農林総合研究センター所長」を「農業技術研究センター所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県農林総合研究センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十四号

埼玉県農林総合研究センター規則の一部を改正する規則

埼玉県農林総合研究センター規則（平成十二年埼玉県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林水産業の分析依頼等に関する規則

第一条中「埼玉県農林総合研究センター（以下「センター」を「埼玉県農業技術研究センター、埼玉県茶業研究所、埼玉県水産研究所及び埼玉県寄居林業事務所（次条第一項及び第十四条において「センター等」に、「農業」を「農林水産業」に改める。

第二条第一項中「センターに農業」を「センター等に農林水産業」に、「センターの」を「センター等の」に改める。

第四条第一項中「所長」を「埼玉県農業技術研究センター所長」に改め、同条第二項中「所長」を「埼玉県茶業研究所長」に改め、同条第三項中「所長」を「埼玉県寄居林業事務所長」に改める。

第九条中「農林業に関する実習」を「農林水産業に関する実習」に、「農林業に関する技術」を「農林水産業に関する技術」に改める。

第十条中「修業後農林業」を「修業後農林水産業」に改め、同条第二号中「農林業又は農林業」を「農林水産業又は農林水産業」に改める。

第十四条中「センター」を「センター等」に、「農業」を「農林水産業」に改め、「、原原種等の配布、見習生等の指導」を削る。

「（おて先）  
様式第一号中 「（おて先）」

埼玉県農林総合研究センター所長」を 埼玉県

所長」を「埼玉県農林総合研究センター規則第2条」を「農林水産業の分析

依頼等に関する規則第2条第1項」に改める。

様式第二号中「当センター」を「当センター（当所）」に、「埼玉県農林総合研究センター所長」を「埼玉県所長」に改める。

様式第三号中 「(あて先)  
や 「(宛先)  
埼玉県農林総合研究センター所長」 や 埼玉県

「埼玉県農林総合研究センター規則」や「農林水産業の分析依頼等  
所長」

に関する規則」に記載する。

「(あて先) 「(宛先)  
様式第三号中 や  
埼玉県農林総合研究センター所長」 や 埼玉県

「埼玉県農林総合研究センターの」や「埼玉県  
所長」

の」に記載する。

様式第五号中 「当センター」や「当センター(当所)」及び「埼玉県農林総合研  
究センター所長」や「埼玉県 所長」に記載する。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

埼玉県家畜等及び精液譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十五号

埼玉県家畜等及び精液譲渡規則の一部を改正する規則

埼玉県家畜等及び精液譲渡規則（昭和三十七年埼玉県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「埼玉県農林総合研究センター所長」を「埼玉県農業技術研究センター所長（以下「所長」という。）」に改める。

第三条、第四条第一項及び第二項並びに第六条中「埼玉県農林総合研究センター所長」を「所長」に改める。

様式第一号及び様式第二号中 「（あて先）」を 「（宛先）」  
埼玉県農林総合研究センター所長」を 埼玉県農

業技術研究センター所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

埼玉県訓令第第八号

訓令

本庁  
地域機関

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県公印規程の一部を改正する訓令

埼玉県公印規程（昭和三十五年埼玉県訓令第二号）の一部を次のように改正する。  
別表埼玉県農林総合研究センター何研究所長印の項を削る。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年四月一日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人ライフサポートハートラン

三 代表者の氏名

石田 宏

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川越市大字今福七百八番地三十一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者・障害児・高齢者・怪我人・身体的ハンディのある方・日常生活に支障があり困っている方などに対し、車での移送サービス・外出援助サービス・派遣による介護サービスを行い、地域社会に寄与することを目的とする。更に、話しをする相手のいない方に対し傾聴サービスを行い、地域活性化に寄与することを目的とする。



# 告示

## 埼玉県告示第三百七十八号

平成二十七年年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上田清司

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
秩父市	大輪第一（大滝の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
秩父市	鶉平第二（大滝の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
秩父市	大輪第二（大滝の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
秩父市	鶉平第三（大滝の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
加須市	飯積Ⅳ（飯積、麦倉の各一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
加須市	麦倉Ⅴ（麦倉の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
越谷市	越谷第八―二計画区（大字大泊の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
小川町	腰越九（大字腰越の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
小川町	古寺一（大字上古寺の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
ときがわ町	桃木・田中（大字桃木、大字田中の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
ときがわ町	別所（大字別所）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで
小鹿野町	般若七（般若の一部）	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで

神川町	神川町	神川町	小鹿野町
矢納六（大字矢納の一部）	矢納五（大字矢納の一部）	矢納四（大字矢納の一部）	般若八（般若の一部）
平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで	平成二十七年四月一日から 平成二十八年三月三十一日まで

# 告示

## 埼玉県告示第三百七十九号

飯能市、狭山市及び深谷市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したもので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上田清司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	果の調査を行った地区	年月日
飯能市	平成二十五年度 平成二十六年年度	地籍図四十一枚 地籍簿一冊	双柳第四（大字 双柳、大字新光 の各一部）	平成二十七年 四月七日
狭山市	平成二十五年度 平成二十六年年度	地籍図二十三枚 地籍簿一冊	狭山第四十八（ 富士見二丁目 の一部）	平成二十七年 四月七日
深谷市	平成二十五年度 平成二十六年年度	地籍図二十五枚 地籍簿一冊	深谷第三十三（ 大谷の一部）	平成二十七年 四月七日

# 告 示

## 埼玉県告示第三百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量

埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量11,544,000キロワット時

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 供給期間

平成27年7月1日（水）から平成28年6月30日（木）まで

### (4) 需要場所

埼玉県庁舎及びその敷地内

### (5) 入札方法

入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（キロワット単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては、単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては、単一のものとする。）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量の供給期間全体の総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体において電力調達の契約に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の許可（同条第2項の一般電気事業の許可に限る。）を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により特定規模電気事業の届出を行っている者であること。
- (6) 上記1(1)の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であること。
- (7) その他入札説明書に記載する基準を満たす者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部管財課電気施設担当 森田 電話048-830-2613（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県庁職員会館地下1階B01会議室 平成27年5月22日（金）午後1時30分

- (4) 郵便による場合の入札書の宛先及び受領期限

埼玉県総務部管財課電気施設担当 平成27年5月21日（木）午後5時  
なお、書留郵便によること。

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に平成27年4月23日（木）午後3時まで提出し、競争入

札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から15日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Office including other facilities on the premises of the prefectural government office (estimated kWh: 11,544,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By registered mail: 5:00 p.m., May 21, 2015

In person: 1:30 p.m., Friday, May 22, 2015 (Saitama Prefectural Government Campus: Shokuin Kaikan B1F, Meeting Room B01)

(3) Contact Information:

Public Property Management Division, General Affairs Department,  
Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301

Tel. 048-830-2613

# 告 示

## 埼玉県告示第三百八十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司



## 1 工事概要等

### (1) 工事名

大宮警察署等統合庁舎新築工事

### (2) 工事場所

埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目191番10及び197番7

### (3) 工事期間

契約確定の日から平成29年7月31日(月)まで

### (4) 設計金額

入札執行後に公表する。

### (5) 工事概要

#### ア 目的

老朽、狭あい化が著しく、耐震性が十分でない大宮警察署庁舎及び科学捜査研究所庁舎並びに警察本部内の鑑識課を移転統合した警察施設の整備を行う。

#### イ 規模及び構造

敷地面積 11,000.77㎡

#### (7) 庁舎棟

鉄骨鉄筋コンクリート造、7階建て、延べ面積 12,140.24㎡

#### (4) 車庫・倉庫棟1

鉄骨造、2階建て、延べ面積 2,608.82㎡

#### (7) 車庫・倉庫棟2

鉄骨造、平屋建て、延べ面積 720.00㎡

#### ウ 工事内容

建築工事 一式

## 2 落札者の決定方法

本件入札は、埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札執行要領(平成8年5月1日施行)及び埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領(平成26年10月1日施行。以下「低入札要領」という。)に基づき、価格競争方式により落札者を決定する。

## 3 入札手続の方法等

本件入札は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準(平成26年5月1日施行)に基づき、入札説明書の交付、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により行う。国土交通省の行う電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システ

ムにより入札参加を行うこと。

なお、入札に関する情報は、次のとおり埼玉県ホームページに掲載する。

(1) アドレス

<https://ebidjk2.ebid2.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

(2) 掲載期間

平成27年4月10日（金）から同年6月3日（水）まで

4 設計図書等

設計図面、仕様書及び参考数量等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムに掲載せず、電子データをCD-R又はDVD-Rに記録して貸与する。貸与方法については、次のとおりとする。

(1) 貸与を希望する者は、上記3(1)に掲載する「設計図書等貸与申請書」に必要事項を記入し、次の場所にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

なお、持参による「設計図書等貸与申請書」の提出は認めない。

ア 提出先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局施設課企画第二係 電話 048-832-0110（内線 2277）  
ファクシミリ 048-831-8626

イ 受付期間

平成27年4月10日（金）午前9時から同年5月12日（火）午後5時まで

(2) 貸与の方法

設計図書等貸与申請書に記載された申請者の住所に着払いの郵便又は宅配便により設計図書等を送付する。

(3) 返却

平成27年6月4日（木）までに郵便又は宅配便により上記4(1)アの提出先に返却すること。

5 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、下記(2)の期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に確認資料を添付して、電子入札システム（電子入札システムにより提出できない者にあつては、郵送）により提出すること。また、下記(3)の期間内にその他必要な資料を郵送により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

なお、提出受付期間を過ぎて電子入札システムにより提出された場合又は提出受付期間までに資料が到着しなかった場合の確認申請書は、無効とする。

確認申請書、確認資料及びその他必要な資料の提出先、提出受付期間及び提出部数は、次のとおりとする。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

(2) 確認申請書及び確認資料の提出受付期間

平成27年4月13日（月）午前9時から同年5月12日（火）午後5時まで

(3) その他必要な資料の提出受付期間

平成27年4月13日（月）午前9時から同年5月14日（木）午後5時まで

(4) 提出部数

2部（正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可とする。）

6 入札参加資格の有無の確認

(1) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨は電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵送等）により、資格がない旨は電子メール及び電話により、平成27年5月19日（火）にそれぞれその旨を通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、平成27年5月26日（火）午後3時までに上記5(1)の提出先に郵送により書面を提出し、入札参加資格の有無の再確認を求めることができる。再確認の結果は、電子入札システム（電子入札システムにより通知できない者にあつては、郵送等）により通知する。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、下記(2)の期間内に、質問書を電子入札システム又は郵送により提出すること。

なお、質問書の題名及び説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当

(2) 質問受付期間

平成27年4月13日（月）午前9時から同年4月21日（火）午後3時まで（郵送の場合は、同年4月20日（月）必着のこと。提出期限後に到着した場合には回答しない。）

## 8 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成27年4月24日（金）までに電子入札システムに掲載する。電子入札システムに掲載された内容を閲覧できない者には、郵送等で回答するので、次の連絡先に電話し、その旨を伝えること。

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通）

入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載する質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で入札に参加すること。

なお、質問に対する回答の全ての内容は、全ての入札参加者に適用する。

また、入札参加者から質問がない場合でも「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

## 9 入札書の提出方法等

入札書の提出方法等は、次のとおりとする。なお、変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

### (1) 入札書の提出方法

入札書の提出期間に、有効な埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得し、電子入札システムの利用者登録を完了した者が、当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、埼玉県公共工事等電子入札運用基準7-1「紙入札による提出」の承認を得たものはこの限りではない。

### (2) 入札書の提出期間

平成27年5月29日（金）午前9時から同年6月2日（火）午後5時まで

### (3) 郵便による入札

電子入札システムにより入札を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は、次のとおりとする。

#### ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部  
入札課大規模工事担当

#### イ 提出方法

一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

#### ウ 提出期間

上記(2)のとおりとする。

### (4) 開札日時

平成27年6月3日（水）午前9時

## 10 入札に参加できる者の形態

- (1) 単体企業（以下「単体」という。）又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）とする。
- (2) 単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。
- (3) 特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱（平成25年9月1日施行）（第10条第1項第1号及び第6号を除く。）によること。ただし、以下の形態をとることはできない。
  - ア 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること。
  - イ 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員となること。

## 11 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

### (1) 建設業の許可

単体又は特定企業体における各構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による建築工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。

なお、下請代金の総額が4,500万円以上となる場合には、同法第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

### (2) 工事成績

単体又は特定企業体における各構成員は、平成24年度及び平成25年度に完成した埼玉県発注工事のうち、建築工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者については、この限りでない。

### (3) 経営事項審査における総合評定値

建築工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。

単体又は特定企業体の代表構成員は、その総合評定値が1,000点以上であること。また、特定企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）は、その総合評定値が800点以上であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日の直近のもの（下記(6)ウただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のもの）であること。

なお、官公需適格組合については、その総合評定値を、平成27・28年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領（平成27年4月1日施行）第4のただし書に規定する特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日の直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。

#### (4) 施工実績

単体又は特定企業体の代表構成員は、契約の締結日にかかわらず平成17年4月1日から本件入札の公告日までの間に、1棟の建築物で延べ面積6,000㎡以上かつ階数4階建て以上の建築物の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が6,000㎡以上のものに限る。）に係る建築一式工事を完成させた実績を有すること。

なお、特定企業体による施工実績は、代表構成員であるときのものに限る。また、その他構成員の施工実績は問わない。

#### (5) 配置予定の技術者

ア 単体又は特定企業体の代表構成員の配置予定の技術者は、本件入札の公告日までに、1棟の建築物で延べ面積3,000㎡以上かつ階数3階建て以上の建築物の新築、改築又は増築工事（増築工事にあつては、増築部分の延べ面積が3,000㎡以上のものに限る。）において、全工期（準備期間及び後片付け期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験を有する者であること。

なお、その他構成員の配置予定の技術者は、経験を問わない。

イ 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格及び上記(5)アに示す経験を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、下請代金の総額が、4,500万円以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない。また、請負代金の額が、5,000万円以上となる場合に配置する技術者は、専任でなければならない。

ウ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者は、低入札要領第17条第2号の規定により、請負代金の額にかかわらず専任でなければならない。

エ 低入札価格調査を経て契約する場合は、低入札要領第17条第3号の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。特定企業体の場合は、代表構成員のみ追加技術者を配置するものとする。

オ 追加技術者は、現場代理人との兼務は認めない。

カ 専任の配置予定の技術者（追加技術者を含む。以下同じ。）は、当該者が在籍する入札参加者と、上記5(2)に規定する確認申請書の提出受付期間の終期日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定の技術者は、営業所（建設業法第3条第1項に規定する営業所をいう。）の専任技術者と兼務することはできない。

キ 配置予定の技術者が特定できないときは、複数の候補者を確認資料に記載

すること。

ク 本工事の配置予定の技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、他の工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合又は本工事の機器等の工場製作を含む工事において工場製作のみが行われている期間若しくは他の工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置することができる場合を除く。

ケ 落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(6) その他の参加資格

単体又は特定企業体における各構成員は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定に該当しない者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更正手続開始決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

キ 経常建設共同企業体でないこと。

ク 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。

なお、特定建設工事共同企業体にあつては、全ての構成員について上記要件を満たすこと。

12 低入札要領の規定に基づく調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があつた場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。

13 低入札要領の規定に基づく失格基準価格

設定する（失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札者とししない。）。

14 低入札要領の規定に基づく工事成績判断基準

設定しない。

15 入札保証金

本工事は入札ボンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第93条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の108に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 納付方法

納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること。

なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。

ア 提出先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部総務部財務局施設課企画第二係 電話 048-832-0110（内線 2277）  
ファクシミリ 048-831-8626

イ 依頼書提出期間

平成27年4月10日（金）午前9時から同年5月29日（金）午後5時まで

ウ 納付期限

平成27年6月2日（火）

(3) 納付の確認



金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次のとおりファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

ア 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部  
入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ 048-830-4915

イ 提出期限

平成27年6月2日（火）午後5時まで

(4) 次のとおり有価証券等を担保として持参（下記(4)ア(ウ)にあつては、郵送）により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記(4)ア(ウ)にあつては、保証金額）と同額とする。

ア 対象となる有価証券等

(7) 利付国債

(4) 埼玉県債

(ウ) 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）の保証

イ 提出先

利付国債及び埼玉県債については上記(2)アの提出先に、銀行等の保証については上記(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出すること。

ウ 提出期限

平成27年6月2日（火）午後5時まで

(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送により上記(3)アの提出先に同イの期限までに提出した者

イ 銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）

との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送により上記(3)アの提出先に同イに示す期限までに提出した者

(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から平成27年6月30日（火）までの期間を含むこと。

(7) 落札者以外の入札保証金は、入札の終了後還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先及び口座番号等を記載した請求書を用意すること。ただし、落札者がその責めに帰すべき理由により契

約を締結しないときの入札保証金は還付しない。

なお、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当する。

## 16 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金（入札保証金を納付したときは、その差額）を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札要領第17条第5号の規定により、契約金額の100分の30以上とする。

(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額（下記(2)ウにあっては、保証金額）と同額とする。

ア 利付国債

イ 埼玉県債

ウ 銀行等又は保証事業会社の保証

(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

## 17 支払条件

(1) 前金払

する（その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の40%以内とする。

(2) 中間前金払

する（中間前金払を選択した場合に限る。その額は契約金額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。ただし、継続費に基づく契約にあっては、その年割額の20%以内とする。

(3) 部分払

する（部分払を選択した場合に限る。）。

## 18 現場説明会

開催しない。

#### 19 契約の締結に係る留意事項

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年埼玉県条例第15号）に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

#### 20 入札に関する注意事項

##### (1) 入札の執行

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者が1者であっても、入札を執行する。

ウ 入札執行時において入札に参加する者の立会いは求めない。

##### (2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

##### (3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

なお、電子入札システムにより提出できない者にあつては、入札書と共に提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

##### (4) 入札回数

ア 再度入札は、3回までとする。この場合は、電子入札システム上（電子入札システムにより案内できない者にあつては、郵送等）で案内する。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができな

い。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) くじ

ア 落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより落札者を決定する。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 電子入札システムにより入札書を提出できない者は、電子くじに使用するくじ入力番号として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札に参加する資格のない者がした入札

イ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

エ 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

オ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

カ 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札

キ 談合その他不正行為があったと認められる入札

ク 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札

ケ 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札

コ やむを得ず紙入札又は郵便入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(7) 入札者の押印のないもの

(イ) 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のないもの

(ロ) 押印された印影が明らかでないもの

(ハ) 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの

(ニ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(ホ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(ヘ) 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者

がしたもの

(カ) 入札書が指定の日時までに指定の場所に到着しなかったもの

サ その他この公告又は入札説明書に示す事項に反した者がした入札

(9) その他の注意事項

ア 一度提出した入札書の書換え、引替え又は撤回は、することはできない。

イ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

21 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 手続における交渉の有無

無

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(5) 埼玉県建設工事請負等の特定調達契約に係る一般競争入札参加者心得（平成8年5月1日施行）を熟知の上、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。

(6) 提出された確認申請書、確認資料及びその他必要な資料は、返却しない。

(7) 落札者は、確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

22 この公告に関する問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課大規模工事担当 電話048-830-2743（直通） ファクシミリ048-830-4915

23 Summary

(1) Nature of Services Required

Construction of a New Omiya District Police Station and Government Complex

(2) Submission Period for Confirmation Application and Documents

From 9 a.m. April 13 (Monday) until 5 p.m. May 12 (Tuesday)

(3) Submission Period for Other Necessary Documents

From 9 a.m. April 13 (Monday) until 5 p.m. May 14 (Thursday)

- (4) Submission Period for Bids by Electronic Bidding System and Mail

From 9 a.m. May 29 (Friday) until 5 p.m. June 2 (Tuesday)

- (5) Date and Time of Bidding

June 3 (Wednesday) at 9:00 a.m.

- (6) Contact Information

Large-scale Construction Group

Bidding Services Division

Department of General Affairs

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

TEL: 048-830-2743 FAX: 048-830-4915

## 告 示

### 埼玉県告示第三百八十二号

平成二十七年一月から三月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 告 示

### 埼玉県告示第三百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベシアマート寄居桜沢店

埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字後田七百三十八―一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

キュービクルや室外機を発生源とした低周波騒音による公害事例が発生しているため、機器の設置場所や騒音対策に御考慮いただくようお願いしたい。キュービクル及び冷凍機室外機、エアコン室外機の配置が既存住宅に近く、特にキュービクルと冷凍機室外機は二十四時間稼動し屋上へ設置されるものもあるため、既存住宅二階への影響が大きいと予想されるので住民の生活環境への影響を及ぼさないように配慮していただきたい。

低周波騒音については、環境省より発表されている「低周波音問題対応の手引書」を御確認ください。

#### 二 縦覧期間

平成二十七年四月十日から平成二十七年五月十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター



# 告示

## 埼玉県告示第三百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、九郷阿保領用水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
監事	久保武雄	埼玉県本庄市児玉町下浅見六百四十八番地
同	中澤龍夫	同 西富田四百十一番地一
同	福島信夫	同 児玉郡神川町大字肥土五百七十六番地一
同	川田種利	同 上里町大字藤木戸十番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
監事	田村清	埼玉県児玉郡神川町大字植竹四百三十二番地
同	小賀野勝男	同 本庄市児玉町下浅見九百十番地
同	中澤龍夫	同 西富田四百十一番地一
同	川田種利	同 児玉郡上里町大字藤木戸十番地

# 告 示

## 埼玉県告示第三百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、備前堀土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名 氏 名 住 所

理 事 大 熊 勇 三 埼 玉 県 加 須 市 割 目 四 百 四 十 三 番 地

# 告 示

## 埼玉県告示第三百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青毛堀用悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 就任

職名 氏 名 住 所

理事 羽 鳥 勝 明 埼玉県加須市上高柳五百二十一番地イ号

### 二 退任

職名 氏 名 住 所

理事 田 沼 勝 之 埼玉県加須市上高柳三百三十番地

# 告示

## 埼玉県告示第三百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、手子林第三土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上田清司

### 一 就任

職名	氏名	住所
理事	石田 明	埼玉県羽生市大字上手子林千九十六番地
同	井上 賢二	同 同 中手子林五百八十五番地
同	大門 代治	同 同 同 百四十五番地
同	五月女 八郎	同 同 同 千七十九番地

### 二 退任

職名	氏名	住所
理事	須山 知延	埼玉県羽生市大字中手子林百四十六番地口
同	長谷川 良勇	同 同 同 五百九十番地一

## 告 示

### 埼玉県告示第三百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、元荒川土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	中 村 孝 一	埼玉県さいたま市岩槻区大字釣上千九百六十三番地
監事	高 野 賢 一	同 越谷市大字野島三百一番地

## 告 示

### 埼玉県告示第三百八十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 許可番号

第二〇〇七―六六―二号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字下大谷字五反田五番八 他十一筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千七百一立方メートル

# 告 示

## 埼玉県告示第三百九十号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一三―三四―〇号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字高萩字南中沢甲九百九十三番二 他九筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 千二百九十一立方メートル

浸透効果量 ○・〇三立方メートル毎秒（浸透施設一）

浸透効果量 ○・〇二立方メートル毎秒（浸透施設二）

# 告 示

## 埼玉県告示第三百九十一号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一二―二四―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市西富田八百九十六番三 他三筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二千六百九十七立方メートル



# 告 示

## 埼玉県告示第三百九十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一〇―四―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県深谷市岡部千八十六番地 他十六筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千百六十五立方メートル

浸透効果量 〇・〇〇八九立方メートル毎秒

# 告 示

## 埼玉県告示第三百九十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇一一―二二―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市樋春字谷北辺二千二番十 他八十三筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九千百九十六・三立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十四号

東松山市から東松山都市計画藤曲土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第三百九十五号

川島町から川越都市計画三島地区土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第三百九十六号

さいたま市からさいたま都市計画北袋町1丁目土地区画整理事業の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第三百九十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十七年四月二十三日 午前十時	株式会社アラ カワ・ビルド	代表取締役 荒川 毅	埼玉県新座市野火 止四丁目八番二十 八号
平成二十七年四月二十三日 午前十一時	株式会社マル コ工務店	代表取締役 円子 雄一	埼玉県所沢市北野 南一丁目二十番地 の十三

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号

埼玉県衛生会館 五一一会議室

# 告 示

## 埼玉県計量検定所長告示第一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十七年四月十日

埼玉県計量検定所長 針 山 崇

### 一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

### 二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区 域	期 日	時 間	場 所
松 伏 町	平成二十七年五月二十 五日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	松伏町役場駐車場
吉 川 市	平成二十七年五月二十 六日及び同月二十七日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	吉川市役所来場者 駐車場
八 潮 市	平成二十七年五月二十 八日及び同月二十九日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	八潮市役所前庭駐 車場
三 郷 市	平成二十七年六月一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	三郷市役所
	平成二十七年六月二日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	三郷市鷹野文化セ ンター
	平成二十七年六月三日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	三郷市文化会館

				深谷市		本庄市		寄居町		美里町		上里町		神川町	
				平成二十七年六月二十日		平成二十七年六月二十日 及び同月十五日から 同月十六日まで		平成二十七年六月十日 及び同月十一日		平成二十七年六月九日		平成二十七年六月八日		平成二十七年六月五日	平成二十七年六月四日
				午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
				深谷市役所花園総合支所		本庄市児玉文化会館（セルデイ）		寄居町役場		美里町役場東側駐車場		上里町中央公民館		神川町神泉総合支所 神川町役場	三郷市役所



鴻巣市	三郷市 八潮市 吉川市 松伏町							上尾市	
まで 二日から同月二十四日	平成二十七年七月十三日	平成二十七年七月七日	平成二十七年七月六日	平成二十七年七月三日	平成二十七年七月二日	平成二十七年七月一日	平成二十七年六月二十五日から同月二十九日まで及び同月三十日まで	平成二十七年六月二十五日から同月二十九日まで及び午後一時から三時まで	深谷市役所
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	
鴻巣市役所	三郷市役所	上尾市立大谷公民館	上尾市立上平公民館	上尾市文化センター	上尾市立原市公民館	上尾市文化センター	上尾市役所平方支所		

深谷市	本庄市	寄居町	美里町	上里町	神川町	
			日	平成二十七年七月三十	平成二十七年七月二十	平成二十七年七月二十
			から三時まで	まで及び午後一時	午前十時から正午	午前十時から正午
				本庄市役所	鴻巣市川里農業研修センター	鴻巣市吹上地域体育施設「コスモスアリーナふきあげ」



上里町	美里町	寄居町	本庄市	深谷市	上尾市	鴻巣市
平成二十七年六月八日から九月七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年六月九日から九月八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年六月十日から九月九日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年六月十二日から九月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年六月二十二日から九月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年七月一日から九月三十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成二十七年七月二十二日から十月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同	同	同

# 告 示

埼玉県公安委員会告示47号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

平成27年4月10日

埼玉県公安委員会委員長 山 本 正 士

## 1 審査の種類

### (1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 牽引<sup>けん</sup>免許に係る技能検定員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

### (2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- カ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査

- キ 牽引免許に係る教習指導員審査
- ク 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- ケ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

## 2 審査期日等

### (1) 期日

#### ア 論文審査

平成27年5月19日（火）

#### イ 技能審査

平成27年5月30日（土）、6月9日（火）、6月10日（水）、6月11日（木）及び6月12日（金）

#### ウ 面接審査

平成27年6月16日（火）、6月17日（水）、6月18日（木）及び6月19日（金）

### (2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

## 3 申請手続

### (1) 申請期間

平成27年4月10日（金）から4月24日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

### (2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

### (3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

## 4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

## 5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）

# 告示

## 埼玉県選管告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、鶴ヶ島市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成二十七年四月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
鶴ヶ島市東市民センター	埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷二〇二番地	鶴ヶ島市長	六百人
鶴ヶ島市南市民センター	埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘三七五番地一	鶴ヶ島市長	二百人
鶴ヶ島市北市民センター	埼玉県鶴ヶ島市大字脚折二一七一番地一	鶴ヶ島市長	二百人
鶴ヶ島市富士見市民センター	埼玉県鶴ヶ島市富士見五丁目十一番一号	鶴ヶ島市長	二百人
鶴ヶ島市大橋市民センター	埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷八八三番地	鶴ヶ島市長	二百五十人
鶴ヶ島市西市民センター	埼玉県鶴ヶ島市新町四丁目一七番地八	鶴ヶ島市長	二百人

# 告 示

## 埼玉県選管告示第二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、鶴ヶ島市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十七年四月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
鶴ヶ島市コミュニティセンター	埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷二〇二番地	鶴ヶ島市長	六百人



# 告 示

## 埼玉県選管告示第二十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、深谷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

平成二十七年四月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
深谷市産業会館	埼玉県深谷市仲町二〇番一 号	深谷市長	三百人

正 誤

埼玉県告示第三百五十二号（平成二十七年三月三十一日第二千六百八十三号）中  
訂正

ページ 行

一 前から九

誤

平成二十年五月三十日から平成二十九年三月三十一日

正

平成二十年十二月十二日から平成三十二年三月三十一日まで